

厚生労働省北海道労働局発表
令和4年10月28日(金)

担当
厚生労働省
北海道労働局職業安定部訓練室
室長 渡部 繁明
室長補佐 渡部 佳織
電話 011-709-2311 (内線 3642)

「第1回 北海道地域職業能力開発促進協議会」を開催します

－新たに法律で規定された人材育成に関する協議会を開催します－

北海道労働局(局長 友藤 智朗)では、本年3月に改正された職業能力開発促進法の施行に基づき、新たに法定化された「北海道地域職業能力開発促進協議会」を開催します。

1 日時：令和4年11月2日(水) 14:00～16:00

2 場所：札幌第一合同庁舎 共用第1、2号会議室(10階)
(住所 札幌市北区北8条西2丁目1-1)

3 議題(予定)：

- (1) 北海道地域職業能力開発促進協議会の設置
- (2) 令和3年度公的職業訓練の実施状況及び令和4年度の取組
- (3) 令和5年度北海道地域職業訓練実施計画の策定に向けた検討
- (4) 職業能力の開発及び促進の向上に資する取組
- (5) その他

4 出席者：

有識者、労使団体その他産業界関係者、職業訓練若しくは職業に関する教育訓練を実施する者又はその団体、職業紹介事業者若しくは特定募集情報等提供事業者又はその団体、関係行政機関

5 北海道地域職業能力開発促進協議会について

令和4年10月1日に施行した改正職業能力開発促進法において、新たに法定化された職業訓練に関する協議会であり、地域の関係者に参画いただき、デジタル化など、地域のニーズを反映した訓練コースの設定を促進するとともに、訓練効果の把握・検証をしっかりと行い、訓練内容の改善を図ることなどを行うこととしています。

地域職業能力開発促進協議会

(令和4年10月施行)

国及び都道府県は、地域の関係者・関係機関を参集し、職業能力に関する有用な情報を共有し、地域の実情やニーズに即した公的職業訓練の設定・実施、職業訓練効果の把握・検証等を行う都道府県単位の協議会を組織する。

【構成員】

- ①都道府県労働局
- ②都道府県
- ③公共職業能力開発施設を設置する市町村
- ④職業訓練・教育訓練実施機関（専門学校・各種学校、高齢・障害・求職者雇用支援機構、リカレント教育実施大学等 等）
- ⑤労働者団体
- ⑥事業主団体
- ⑦職業紹介事業者（団体）又は特定募集情報等提供事業者（団体）
- ⑧学識経験者
- ⑨その他協議会が必要と認める者（例：デジタル分野の専門家、地方自治体の生活困窮者自立支援制度主管部局 等）

.....主催

地域職業能力開発促進協議会の協議事項

①人材ニーズを踏まえた訓練コースの設定

⇒ ニーズを踏まえた精度の高い訓練を実施

地域の人材ニーズや検証を踏まえた
「地域職業訓練実施計画」の策定

訓練コースの設定

「地域職業訓練実施
計画」と実績とのミ
スマッチの検証

職業訓練機関等

職業訓練の実施

将来的に必要なスキルも
含め、地域の詳細な人材ニ
ーズの把握

経済情報、労働市場情報、企業ニーズ等

キャリアコンサルティング、
その他の職業能力開発に関
する取組の共有

キャリアコンサルティング、リカレント教育等

②訓練効果の把握・検証（協議会の下でのワーキンググループで実施）

⇒ 個別コースの質の向上を促進

カリキュラ
ム等の改善

訓練効果の把握・検証

ヒアリング

修了者

採用企業

訓練機関